

審査ニュース 251号

請求レセプトの一次審査および再審査 における審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける特定薬剤管理指導加算1の算定、年末年始における休日加算の算定、予製剤と思われる散剤の計量混合調剤加算の算定における請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】特定薬剤管理指導加算1の算定について

【事例2】年末年始における休日加算の算定について

【事例3】予製剤と思われる散剤の計量混合調剤加算の算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

事例1（査定事例） 特定薬剤管理指導加算1の算定について

〈処方〉

プレドニゾロン錠1mg（旭化成）	1錠
1日1回 朝食後 3日分	
ザイザル錠5mg	1錠
1日1回 就寝前 14日分	

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	10.3	10.3	プレドニゾロン錠1mg（旭化成） 【内服】1日1回朝食後	1錠	1	3	24 4	3
2	1	10.3	10.3	ザイザル錠5mg 【内服】1日1回就寝前	1錠	6	14	24 28	84
摘要									



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	10.3	10.3	プレドニゾロン錠1mg（旭化成） 【内服】1日1回朝食後	1錠	1	3	24 4	3
2	1	10.3	10.3	ザイザル錠5mg 【内服】1日1回就寝前	1錠	6	14	24 28	84
摘要									

薬学管理料
—特管A1— 10 0

特定薬剤管理指導加算1は、服薬管理指導料として行う指導に加えて、「特に安全管理が必要な医薬品」について適切に指導を行ったことを評価する点数です。「特に安全管理が必要な医薬品」に該当するものは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤（内服薬に限る）、ジキタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤（注射薬に限る）、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤、抗HIV薬とされています。具体的な医薬品は、「診療報酬情報提供サービス」（厚生労働省保険局が運用）の薬剤分類情報閲覧システムにおいて、「特定薬剤管理指導加算等の算定対象となる薬剤一覧」に掲載されています。ただし、その一覧において、特定薬剤管理指導加算の算定対象の医薬品に該当すると整理されていても、効能について複数の適用を有する医薬品である場合には、上記のいずれかの目的で処方され、かつ、調剤したうえで「特に安全管理が必要な医薬品」として必要な指導などを実施した場合に限り、同加算を算定することができます。したがって、このケースでは処方内容から見て特定薬剤管理指導加算の算定対象外の効能で算定していると考えられるため、査定処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p56、令和4年版 保険調剤Q&A p140～143 参照>

事例 2（返戻事例） 年末年始における休日加算の算定について

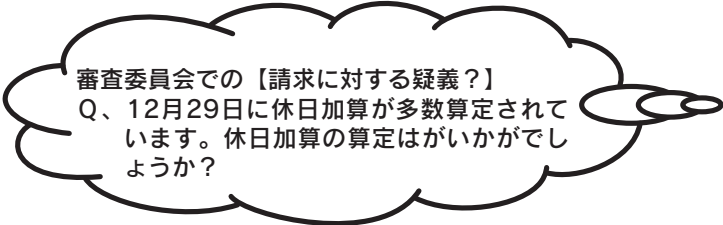
〈処方〉

メリスロン錠 6 mg	3 錠
アデホスコワ顆粒 10%	3 g
1 日 3 回 毎食後	30 日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.29	12.29	メリスロン錠 6 mg アデホスコワ顆粒 10% 【内服】 1 日 3 回 毎食後	3 錠 3 g 8	30	24 60	240	休117
摘要	10時30分受付								

基本料	時間外
基A 42	休 1 58



〈審査結果〉 返戻

休日加算は、開局時間以外の調剤応需態勢を評価したもので、救急医療対策や輪番制による休日当番の保険薬局である場合や、患者が急病などやむを得ない理由により調剤に応じた場合などに算定するものです。12月29日は休日加算の対象日となりますが、常態として調剤応需態勢をとり、開局時間と同様の取り扱いで調剤を行っている場合は、休日加算の算定対象となりません。このケースでは、当該薬局が多数の休日加算を算定していることから、常態として調剤応需態勢がとれていると考えられます。また、救急医療対策や輪番制等のコメントもなかったため返戻処理となりました。

なお、救急医療対策等ではなく、休日加算の対象となる休日に臨時に開局した場合で、常態として調剤応需態勢をとっていれば、夜間・休日等加算を算定することができます。

＜令和 4 年 4 月版 調剤報酬点数表の解釈 p44、令和 4 年版 保険調剤Q&A p90～91 参照＞

正しい請求例

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.29	12.29	メリスロン錠 6 mg アデホスコワ顆粒 10% 【内服】 1 日 3 回 毎食後	3 錠 3 g 8	30	24 60	240	
摘要	10時30分受付								

基本料	時間外
基A 42	夜 1 40

審査ニュース

事例3（査定事例） 予製剤と思われる散剤の計量混合調剤加算の算定について

〈処方〉

ロキソニン細粒10%	1.8g
ロバキシン顆粒90%	0.75g
バランス散10%	0.15g
カフェイン水和物原末「マルイシ」	0.3g
1日3回 毎食後 14日分	

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.26	12.26	ロキソニン細粒10% ロバキシン顆粒90% バランス散10% カフェイン水和物原末「マルイシ」 【内服】 1日3回 毎食後	1.8g 0.75g 0.15g 0.3g	5	14	24 28	70 向8 計45
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義？】
Q、当該薬局では、同様の処方が連月で散見
されます。予製剤ではないでしょうか？



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.26	12.26	ロキソニン細粒10% ロバキシン顆粒90% バランス散10% カフェイン水和物原末「マルイシ」 【内服】 1日3回 毎食後	1.8g 0.75g 0.15g 0.3g	5	14	24 28	70 向8 計45 予9
摘要									

福岡県内ではよく見かける、いわゆるCMCP*の処方です。一次審査において原審とされたレセプトでも、保険
者で疑義が生じた場合、再審査請求が行われます。保険者は、単月のレセプトだけでなく、過去のレセプトも含
めて請求内容を連月でチェックしています。また、薬局毎に請求されている内容については、特に厳しくチェッ
クをしているようです。このケースでは、同じ用量のCMCP*が連月に渡り複数の患者に多数調剤されていたた
め、再審査請求となったようです。摘要欄に、その都度調剤しなければならない調剤上の事由の記載もなかった
ため、再審査の結果、予製剤として査定処理となりました。

※CMCPの成分
C：Chlordiazepoxide M：Methocarbamol C：Caffeine P：Pontal（現在はロキソニンなど）

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p45 参照>